

設立10周年記念号 第17号

社団法人 秋田被害者支援センターだより



発行日 平成23年12月20日
 発行者 社団法人秋田被害者支援センター
 理事長 内藤 徹
 住所 〒010-0922
 秋田市旭北栄町1番5号
 秋田県社会福祉会館本館4階
 TEL 018-893-5935 FAX 018-893-5938
 URL <http://www.av.s.or.jp>



設立10周年記念フォーラム 社団法人 秋田被害者支援センター

社団法人秋田被害者支援センターは、今年10周年を迎えました。

平成23年10月17日(月)に、秋田市の「ふきみ会館」で開催した「設立10周年記念フォーラム」には、秋田県副知事、秋田県公安委員会委員長、秋田県警察本部長をはじめ、当センターにゆかりのある方々や、関係機関・団体から約100名のご参加があり、厳かにお祝いの式典を執り行いました。

◎第一部：記念式典

式典は、当センター内藤徹理事長の開会あいさつにはじまり、続いて、これまで当センターの活動にご協力いただいている10団体2個人(後掲)の方々に、理事長から感謝状が贈呈されました。

又、10年の長きにわたり、支援活動員として活動に携わってきた8名の方々に、県警本部長と理事長の連名による表彰状が、石田県警本部長から贈呈されました。

表彰の後、秋田県副知事・堀井啓一氏、秋田県公安委員会委員長・芳賀京子氏、秋田県警察本部長・石田高久氏から来賓祝辞を賜りました。

◎第二部：記念講演

記念講演では、自身も犯罪被害者遺族でもある、秋田看護福祉大学教授・山内久子氏が、「最愛の娘を殺人により奪われた遺族の心情」と題して講演されました。



◎第三部：祝賀会

祝賀会は、那波三郎右衛門副理事長のあいさつではじまり、来賓の全国犯罪被害者支援ネットワーク清野功専務理事から祝辞を兼ねた乾杯のご発声を賜りました。

祝賀会では、日頃から支援センターに係っていただいている方々が、情報交換や交流を行い親睦を深めました。最後に、県警小野寺毅警務部長から締めのおいさつをいただき、盛会裡のうち祝賀会を終了しました。



◎理事長感謝状受賞者 (後掲略)

団体	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社・みちのくキャンティーン株式会社・ベブシコーラ販売株式会社秋田支店・ネオス株式会社・ダイドードリンコ株式会社東北第一営業部・株式会社秋田ダイドー・株式会社菅生商店・大館ヤクルト販売株式会社・横手ヤクルト販売株式会社・秋田中央地区安全運転管理者協会
個人	三浦芳子(交通死亡事故被害者の会元代表) 伊藤有艶(全日本俳画穂有会東北支部伊藤教室)

挨拶

理事長
内藤 徹



本日は、ご来賓各位をはじめ県内の自治体や関係機関・団体など各界から多数の皆様のご列席を賜り、「社団法人秋田被害者支援センター設立10周年記念フォーラム」をかくも盛大に開催出来ましたことは、誠に意義深く、主催者として喜びに堪えないところであり、厚く御礼申し上げます。

また、平素から犯罪被害者支援に尽力され、栄ある表彰をお受けになられる皆様方のこれまでの献身的なご支援に対し、深く感謝と敬意を表しますとともに、今後とも一層のご支援をいただきますようお願い申し上げます次第であります。

ところで、去る3月11日に発生した東日本大震災は、地震による被害に加え、津波被害や原発事故による放射性物質の拡散被害など、世界的にも類を見ない未曾有の大災害となり、多数の方々が犠牲になられたほか、依然として避難生活を余儀なくされている方々がおられる現状であり、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っているところであります。

さて、社団法人秋田被害者支援センターは、平成13年に立ち上げ、今年で10年の節目の年を迎えております。

この間、秋田県・秋田県警察や行政機関をはじめ関係団体並びに賛助会員などの皆様方の深いご理解ご支援を賜りながら犯罪被害者支援事業を推進し、これまで多くの成果を上げてきたところです。今後とも強力な活動を推進してまいる所存であります。

これもひとえに、皆様方のご指導・ご支援の賜と改めて感謝と御礼を申し上げます。

さて、最近の秋田被害者支援センターの活動状況は、犯罪被害者・遺族からの支援要請が増加しており、対応にあたっては、被害者等の要望に応えるよう、更に二次被害を与えないよう心掛け、犯罪被害者のニーズを適確に把握することが、何よりも重要でありますので、それに向けた被害者支援に努力しているところです。

最後になりましたが、ご多忙中のところ、本日の10周年記念フォーラム記念講演をお引き受け頂きました「山内久子」様に心から感謝申し上げますとともに、本日ご臨席いただきました、ご来賓の皆様方、そしてご出席頂きました会場の皆様方の今後ますますのご健勝をご祈念申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。



祝 辞

秋田県副知事

堀 井 啓 一



秋田被害者支援センター、早いもので今年で10年目ということでございます。今朝ほど、石田警察本部長から秋田の支援センターは、東北で2番目に創られたということを伺いました。

10年前、平成13年当時の事を思い起こしますと、ちょうどバブルが平成3年に崩壊し、その後のいわゆる「失われた10年」にあたり、我が国の経済は、低迷が続き、例えば学生の就職の氷河期といわれた時代でありました。また、高齢化が進み、前年の平成12年には介護保険制度が始まっております。この間、秋田におきましては、自殺により自ら命を亡くす方が大変多いということで、自殺予防を個人個人の問題としてではなく、社会が直面する問題として対処していくべきだとして、秋田県が政府に率先して自殺予防対策に取り組んだのもこの時期であります。いわばそれまでの経済成長期から高齢化が進み、様々な社会の歪みや課題が噴出してきたそういった時期であったと思います。

そうした時期、我が秋田も含めて我が国の社会が直面した課題に、犯罪の被害者、あるいは交通事故等の被害者の方々はその直接的な被害だけでなく、経済的にも精神的にも追い込まれ、社会の中で孤立していかなければならない状況がありました。犯罪被害者対策に本腰を入れて取り組んでいかなければならない時期、あるいはもっと早く取り組むべき課題だったかもしれません。社会のいわば大きな断層というものに直面し、それに取り組んでいこうとする思いが、おそらく秋田被害者支援センターの創設の契機となったと思います。

それから10年ということで、秋田におきましても支援センターに対する相談の件数は年々増えているということでもあります。支援センターのこうした貢献というものもありますが、その一方で、被害者の二次的な被害という課題がまだまだこの社会に横たわっていることだろうと思います。この10年というひとつの大きな節目でありますけれども、これから益々私も県も、同様の取り組みをしなければいけないと思いますが、この支援センターに対する期待というものは、誠に大きいものがあるわけですので、どうか今日受賞されました団体、あるいは個人の皆様、今後とも引き続きこの支援センターの活動に対しましてご支援頂きながら、県をあげてそうした取り組みを進めていければと思っております。

どうか今後も皆様のご支援に対して私からもよろしくお願い申し上げます、この10周年に際してのお祝いの挨拶とさせていただきます。誠におめでとございました。



祝 辞

秋田県公安委員会委員長
芳賀 京子



「社団法人秋田被害者支援センター設立10周年記念フォーラム」の開催に当たり、秋田県公安委員会を代表いたしまして、一言お祝いを申し上げます。

支援センターの皆様には、それぞれお仕事をお持ちの傍ら、ボランティアとして、犯罪被害に遭われた方の電話や面接による相談、直接的支援など、被害者の方々が必要とする支援を積極的かつ真摯に行っていたいております。

皆様の献身的な活動に対し、心から敬意を表しますとともに、本日、この日を迎えることができましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。

また、先程、支援センターへのご支援、ご協力により受賞されました皆様、支援センターの被害者支援活動に長年従事されたご功績により受賞されました支援員の皆様、おめでとうございます。

今後とも、より一層のご支援、ご協力と支援員の皆様のご活躍をご期待申し上げます。

さて、貴センターは、平成13年4月に、ボランティアの方々を中心に犯罪被害者の支援活動を行う民間団体として結成し、電話相談等の支援活動を開始され、平成17年4月には、県公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」として指定させていただき、民間団体の特徴を活かしたきめ細かな支援活動を推進してされました。

早期援助団体の指定は、現在では全国で39団体が指定を受けておりますが、貴センターにおきましては、全国でも6番目という早い時期に指定を受け、本県にとどまらず民間団体における被害者支援活動の牽引役として重責を担ってこられたものと認識しております。

本県におきましては、刑法犯の認知件数、交通事故の発生件数とも、ここ数年減少傾向にありますが、殺人事件などの凶悪犯罪が発生するとともに、交通事故により未だ多くの方が被害に遭っているなど、被害者の方々に対する支援の必要性は依然として非常に高いものがあります。

また、被害者の方々が必要とする支援は、被害の状況や原因、それぞれが置かれている状況等によって、極めて多岐にわたるとともに、被害の回復には長期間の支援が必要になる場合も少なくありません。

そうした被害者の方々のニーズに添った支援の実施には、民間団体ならではの迅速かつ柔軟な支援活動が非常に重要となっております。

設立以来、被害者支援活動に携わってこられた皆様には、並々ならぬご苦勞があったこととご推察いたしますが、この設立10周年を機に、より一層被害者支援活動の充実が図られ、秋田県における被害者の方々の心の支えとなり続けてくださることを願っております。

結びに秋田被害者支援センターのさらなるご発展とご出席の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

祝 辞

秋田県警察本部長

石田 高久



本日、ここに「社団法人秋田被害者支援センター設立10周年記念フォーラム」が開催されますことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。

支援センターの皆様には、平素から、「犯罪被害者等早期援助団体」として、本県における犯罪被害者支援活動の中核を担うとともに、社会全体の犯罪被害者に対する理解の増進及び犯罪被害者支援意識の高揚にご尽力をいただいておりますことに対しまして、心から敬意を表する次第です。

先程、支援センターへのご支援、ご協力に対し受賞されました皆様には、私からもお礼を申し上げますとともに、今後のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

また、支援センターにおきまして、設立以来、被害者支援活動に従事されたご功績に対し受賞されました支援員の皆様には、この受賞を契機として、一層ご精進され、今後とも被害者支援活動にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、不幸にして犯罪の被害に遭われた方々は、犯罪そのものによる生命、身体への直接的な被害にとどまらず、犯罪被害に遭ったことによる精神的なショックに伴う心身の不調から日常生活へ支障を来すなど、被害後に生じる様々な問題に苦しめられております。

そのため、平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等のための施策は、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、継続して行うことを定めております。本県におきましては、「犯罪被害者等基本法」を踏まえ、平成18年に「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、犯罪被害者等のための各種施策を計画的に推進してきております。

本年4月からは、新たに「第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を施行し、各種施策の更なる充実を図り、犯罪被害に遭われた方々が安心して暮らせる社会の実現を目指しているところでです。

また、各市町村におきましては、全国に先駆け、県内全25市町村に犯罪被害者等のための施策を定める条例が制定されるなど、犯罪被害者等を支える基盤が整備されたところであります。

しかしながら、犯罪の被害に遭われた方々が、再び平穏な生活を取り戻すためには、県警察や県、市町村などの行政機関による施策の推進だけでは不十分であり、民間団体である支援センターと連携し、被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援を行っていくことが不可欠です。

貴センターは、平成13年4月に犯罪被害者の支援活動を行う民間団体として結成され、ボランティアによる電話相談、面接相談などの被害者支援活動を開始し、平成17年4月に秋田県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受け、警察からの情報を基に被害直後の早い段階から付添いや日常生活支援などの直接的支援を含む総合的な支援活動を行っております。

特に、平成17年7月から実施した性犯罪、DV、ストーカー行為等の被害者に対し医療費等の補助を行う「特別支援事業」につきましては、全国的にも例を見ない先進的な施策であり、現在まで数多くの被害者を経済的に支えてきております。

このような貴センターの10年間における活動の成果は、電話相談や直接支援件数の増加に顕著に表れており、広く県民に浸透が図られてきていると実感するとともに、その活動に対する県民の期待は高まり、貴センターの果たす役割は、非常に重要度を増していると考えております。

県警察におきましては、犯罪被害に遭われた方々に最も密接に関わる機関として、一人でも多くの被害者が少しでも早く平穏な生活に戻れるよう、貴センターと相互に補完しながら、被害者等の要望に添ったきめ細かな被害者支援活動を展開して参りたいと考えておりますので、今後、より一層の緊密な連携を図っていただくようお願い申し上げます。

結びに、秋田被害者支援センターの益々のご発展とご出席の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、祝辞といたします。

広報啓発活動



5月 定例研修会の状況



7月30日 犯罪被害者支援フォーラム
in アルヴェ



9月21日 秋の全国交通安全運動
イベント活動



11月12日 県警音楽隊定期演奏会会場
県警本部長の激励を受ける



11月20日 世界交通犠牲者の日イベント・秋田駅ほほろど



「交通死ゼロの風、吹かせたい」

世界道路交通犠牲者の日

1993年にイギリスのNGO（ロードピース）によって「道路交通犠牲者の日」が行われ、その後、ヨーロッパを中心に支持が広がり2005年10月26日の第38回国連総会で毎年11月の第3日曜日を「世界道路交通犠牲者の日」とすることが決議されました。

世界道路交通犠牲者の日に合わせ、11月の第3日曜日11月20日午前11時より県関係者、県警関係者、(社)秋田被害者支援センター、大学生ボランティアの40名の方々が参加し、「交通死ゼロの風、吹かせたい」の願いを込めて、秋田駅ほほろどで広報活動を行いました。県警はこの活動趣旨に賛同し、2001年より2011年11月7日現在800人の犠牲者を悼むとともに、運転手、地域住民の交通事故防止や交通安全意識高揚を図る目的で、事故現場に800人分の黄色い風車を11月19日までに取り付けを終了しています。ほほろど会場にも黄色い風車をテーブルの上に取り付け、皆様に風車を見るたびに交通安全意識を高めてほしいと呼び掛けました。



支援員養成研修

第8期生養成講座を終えて

田村 楨助

「犯罪の被害に遭うことで、しばしば、被害者の人生は一変する」「当然であり続けると思っていた、自分にとってかけがえのない大切なもの」私が、このような事態に遭遇した時、どんな行動に移るだろうか。講義の初めに思ったことでした。温室の中で、ぬくぬくと成長した「うどの細木(たいまぐ)」に、この激震に耐えて、接していくことが出来るだろうか。と空恐ろしく思ったのが正直な感想でした。その後、講習を重ねていくうちに、社会の果す役割りや、仕組み、対応等を学び、私どもの役割りが如何に大切であり、必要であるかを、臆げに理解し、講習会を終了したのでした。はたして初めての日の電話には、緊張しました。

ひたすらに傾聴し、謙聴して、お声をかけて下さる方の身になって、何をどのように求めているか、お答えすべきかを探し続けていくことを心懸けて、精進して参りたいと思います。

研修報告（平成23年4月～12月）

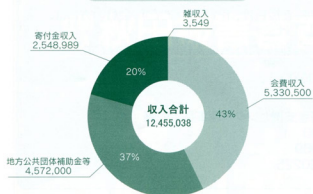
- ◆支援員定例研修(秋田市ジョイナス) 毎月第4水曜日
- ◆総合的対応窓口担当者研修会(秋田) 6/9 (12名参加)
- ◆平成23年度学生ボランティア研修(秋田) 6/15 (6名参加)
- ◆23年度「直接的支援実施研修」(東京) 8/1～5 (1名参加)
- ◆秋田、いわて被害者支援支援員交流会(秋田) 9/7 (いわて12名参加、秋田8名参加)
- ◆学生ボランティア研修(秋田) 9/25 (5名参加)
- ◆全国フォーラム秋期全国研修(東京) 9/30～10/2 (4名参加)
- ◆自助グループ継続研修会(東京) 10/25～26 (2名参加)
- ◆北海道、東北ブロック研修(福島) 12/5～6 (6名参加)

◎平成22年7月から支援活動員候補3名の方が23年7月で養成講座を終了し認定された。
23年11月より9期生養成講座が始まる。

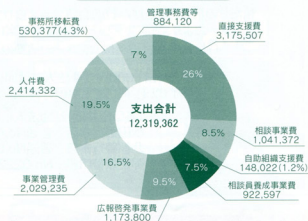
平成22年度 事業報告

単位：円

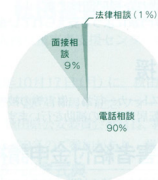
平成22年度 収入



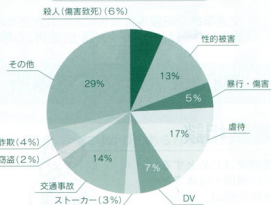
平成22年度 支出



相談受理状況



電話相談状況



電話相談	458件
面接相談	45件
法律相談	6件
合計	509件

殺人(傷害致死)	30件	交通事故	64件
性的被害	58件	窃盗	9件
暴行・傷害	23件	詐欺	20件
虐待	76件	その他	131件
D	33件		
V	33件		
ストーカー	14件	合計	458件

【主な事業等】

被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話相談は、458件で、地域別では中央地区44%、東北地区20%、関東地区15%、不明21%。 ○ 直接的支援は、病院付き添い29回、生活支援167回、物品貸与2回、特別支援21回の計219回あり、支援員延べ657名が従事。 ○ 被害者自助グループの支援を実施。
研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月第4水曜日の定例研修会、直接支援員研修を11回開催、全国研修会等の県外研修・セミナーに8回参加。 ○ 支援員養成講座を修了した中から、3名を新たに支援員として認定。
広報啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙15号・16号を発行し、賛助会員や関係機関等に配布。 ○ 各種のキャンペーンにおいて、街頭広報を10回実施。 ○ 各関係機関・団体に15回講師を派遣。
調査研究活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会等に5回参加。 ○ 市町村や県を対象に総合的対応窓口担当者研修会を県央（センター10周年記念フォーラムと併せて）開催。 ○ 各関係機関との連携活動に10回参加。

(社)秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集!!

私たちの活動は、皆様の賛助会費で支えられています。支援員は、ボランティアです。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラム等のご案内を差し上げます。

(社)秋田被害者支援センターの活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援いただくものです。

◆個人：一口1,000円 ◆法人又は団体：一口15,000円

※一口以上、何口でもお願い致します。

(各口座共通)社団法人秋田被害者支援センター理事長 内藤 徹

秋田銀行本店 普通No.476400

北都銀行本店 普通No.0953069

郵便振替口座 No.02220-6-80225

社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

交通事故や犯罪等に被害にあわれた方々の「支援組織」として設立された民間団体です。
当センターは、支援員や弁護士、医師、心理学者、臨床心理士等の専門家によって支えられています。

安心して相談できる場所

電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。



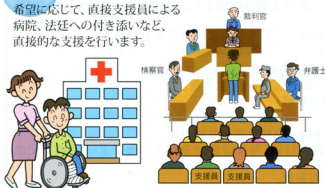
面接相談

相談員により随時行っております。必要に応じて専門家(弁護士、精神科医、産婦人科医、臨床心理士)が対応いたします。(要予約)



付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、直接支援員による病院、法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。



特別支援

性犯罪及びストーカー行為、傷害等の被害者に対する治療費及び転居費用等の補助を行います。

犯罪被害者給付金申請補助

犯罪被害者給付金申請の補助手続をします。

自助グループへの支援

同じような被害にあわれた被害者同士が集う交流の場の提供や、活動の支援を行います。

広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

支援員の育成

相談員・被害者支援ボランティアの養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行うほか、専門講師の指導を得て、相談受理等、支援技術の向上を図っています。

編集後記

今年は卯年。大きい耳でアンテナを高くし、支援の輪を大きく広げる大切な年として活動してきました。

当センターも設立10周年記念の年で各地でいろいろな広報・啓発活動を行ってまいりました。今後もより多くの方々に支援の必要性を知って頂きたく、様々な場面で活動してまいります。 K・K